

笠間市告示第 5 2 8 号

令和 6 年第 4 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）

2 場 所 笠間市議会議場

令和 6 年第 4 回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 1 月 2 8 日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後 5 時）〕
1 1 月 2 9 日	金	休 会	議案調査
1 1 月 3 0 日	土	休 会	
1 2 月 1 日	日	休 会	
1 2 月 2 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
1 2 月 3 日	火	休 会	常任委員会（総務企画）
1 2 月 4 日	水	休 会	常任委員会（教育福祉）
1 2 月 5 日	木	休 会	常任委員会（建設産業）
1 2 月 6 日	金	休 会	議事整理
1 2 月 7 日	土	休 会	
1 2 月 8 日	日	休 会	
1 2 月 9 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 0 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 1 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕 〔全員協議会〕
1 2 月 1 2 日	木	休 会	議事整理
1 2 月 1 3 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会〕

令和 6 年第 4 回
笠間市議会定例会会議録 第 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

出席議員

議 長	22 番	大 関 久 義 君
副 議 長	8 番	内 桶 克 之 君
	1 番	長谷川 愛 子 君
	2 番	酒 井 正 輝 君
	3 番	河原井 信 之 君
	4 番	鈴 木 宏 治 君
	5 番	川 村 和 夫 君
	6 番	坂 本 奈央子 君
	7 番	安 見 貴 志 君
	9 番	田 村 幸 子 君
	10 番	益 子 康 子 君
	11 番	林 田 美代子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	畑 岡 洋 二 君
	16 番	飯 田 正 憲 君
	17 番	西 山 猛 君
	18 番	石 松 俊 雄 君
	19 番	大 貫 千 尋 君
	20 番	小 藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

な し

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	近 藤 慶 一 君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和6年11月28日（木曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 議案第69号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 日程第7 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 日程第15 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第16 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 議案第69号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 日程第 7 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第14 議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 日程第15 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第16 議案第81号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第82号 令和 6 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第83号 令和 6 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第84号 令和 6 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第85号 令和 6 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第86号 令和 6 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第87号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

午前 10 時 00 分開会

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 4 回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（大関久義君）　ここで市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　令和6年第4回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙の中御参集をいただき、お礼を申し上げるところであります。

初めに、地方を取り巻く情勢についてでございます。

国におきましては、22日の閣議において、国民の安心・安全と持続的な成長に向け、「日本経済・地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心・安全の確保」を三つの重要な柱に掲げ、全ての世代の現在や将来の賃金・所得を増やすことを最重要課題とする新たな総合経済対策を決定をいたしました。今回の総合経済対策では、地方創生2.0の展開として、地方の生活環境の創生や新しい地方経済の創生に取り組むこととされ、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、農林水産業や観光産業などの高付加価値化、買物、医療、交通等の日常生活に不可欠なサービスの維持向上などを支援することとしております。

また、国・地方のデジタル化に向けて、情報システムの標準化やガバメントクラウド移行への支援、戸籍への氏名の振り仮名の整備、デジタル人材育成の加速化などにも取り組むこととしております。このほか、地域の実情に応じた物価高対策を講じるための重点支援地方交付金の追加や、避難所環境の抜本的改善をはじめとした防災・減災対策の充実などが示されております。

なお、国会等で取り上げられている「年収の壁」の引上げやガソリンの軽減税率の見直しなどの検討も併せて明記されておりますが、地方財政や地方経済への影響や行政サービスの提供に支障を来すことのないように、慎重かつ丁寧な議論を求めるものであります。これらの経済対策の裏づけとなる補正予算については、本日召集される臨時国会に、一般会計で13兆9,000億円程度となる予算案が提案される見込みであります。

本市としまして、今回の決定を受け、物価高対策等にスピード感を持って取り組むとともに、国の動向を注視しながら、地域経済の成長や市民が安心・安全に生活できる地域の創造に向けて、必要な段階で予算措置等を検討し、速やかに対応してまいります。

次に、市の事業についてでございます。

6月に実施しました定額減税補足給付金に関する状況であります。調整給付に係る申請については、10月31日をもって受付を終了したところであります。

11月28日現在の給付状況でございますが、マイナンバーカードとひもづけられた公金受取口座を登録済みの方については総額で3億5,582万円、率にして99.9%、口座登録のない方については総額で2億1,118万円、率にして96.1%の方への給付が終了しております。市全体としましては総額で約5億6,700万円となり、対象者の98.4%の方に対する給付が終了したこととなります。今後の対応については、来年度に給付額を再計算し、現在の給付額より不足する方については追加給付を行う予定としております。

次に、有機農業の推進に関する状況でございます。

市内の農業を持続可能な産業として育てるため、本年2月に設立された「笠間市環境農業推進協議会」を中心に、環境への負荷を低減した「環境にやさしい農業」を推進しているところでございます。

これまでに市内4か所の実証圃場において、有機米の生産拡大に取り組むための現地講習会や座学講習会を実施し、昨年からはオーガニック給食のモデル校として有機農業で栽培された米や野菜を提供している北川根小学校において、来月6日、有機農業を地域ぐるみで取り組む産地として、「オーガニックビレッジ宣言」を行う予定であります。この宣言により、さらなる有機農業生産者の拡大や有機JAS認証の取得支援、市内全ての学校へオーガニック給食の提供を推進するとともに、農産物の高付加価値化による農家の所得の向上に取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードを活用した救急業務の実証事業の結果についてでございます。

消防庁が、今年度、全国の67の消防本部を対象に実施している「マイナンバーカードを活用した、救急業務の迅速化・円滑化に向けた実証事業」について、本年9月6日から11月8日までの2か月間、本市の救急業務において実施をいたしたところでございます。期間中に発生した救急搬送事案570件のうち、マイナンバーカードを活用して医療情報を取得できた件数は97件であり、利用率は全体の17%でありました。この利用率は、全国の7.1%を大きく上回る結果となっております。

実証事業から見た結果としては、酩酊状態の患者や記憶が曖昧な高齢患者の搬送に際して、本人との意思疎通ができない状況でもカード利用により正確な医療情報を取得できた一方で、搬送者の約7割において、その場でカードを所持していなかったり、マイナ保険証とのひもづけがされていなかったなど、カードを活用する場合の課題も見えてきたと

ころでございます。今後、国がまとめる実証事業の結果を踏まえ、本格的な導入・運用に向けて検討してまいります。

次に、提出議案についてでございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてをはじめ、条例の改廃、指定管理者の指定、損害賠償の額を定め和解することについて、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）など、議案19件でございます。

提出議案のうち、補正予算関係の議案についてであります。

令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて7会計の補正予算を上程するものであります。今回の補正予算では、災害発生時における避難所環境の向上対策や多発化する豪雨災害に対応するための浸水対策、匿名流動型の強盗などに対処する防犯対策など、市政の諸課題に対し迅速に対応するため、予算措置を講じることとしました。

初めに、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、災害発生時における避難所環境の向上対策についてであります。

夏の猛暑時などの災害発生に備え、避難所環境の向上を図るため、今年度の当初予算において、拠点避難所に指定されている友部中学校及び岩間中学校体育館への空調の設置に係る実施設計を進めておりましたが、これらの設計が完了したことから、速やかに設置工事に着手するものであります。

空調機器については受注生産となるため、令和6年度と令和7年度の2か年の継続費を設定し、完成は来年9月を予定しております。また、空調設備の設置に併せて、冷暖房の効率を上げるための屋根の断熱化対策やLED照明への改修なども実施してまいります。

次に、市道の舗装修繕事業及び浸水対策事業についてであります。

現在、舗装の劣化が著しいため、舗装修繕工事を実施している湯崎地内の市道（友）1級9号線でございますが、本路線は災害時における緊急輸送道路でもあることから、現在の工事区間に加えて、北関東自動車道との交差部から県道水戸岩間線までの区間約480メートルを追加し、早期の完了を目指してまいります。

また、近年、多発化する豪雨災害に備えて、住宅開発などの宅地化が進んでいる旭町を中心に、周辺を含む地区におきまして、浸水対策のための排水整備計画の策定に向けて、地形などの基礎調査を実施してまいります。

次に、「安心安全防犯緊急対策事業」についてでございます。

昨今、闇バイトによる強盗事件が多発していることを受け、市民の不安軽減や被害防止につながる防犯対策の促進を図るため、防犯用品の購入や設置にかかる費用の一部を補助するものであります。

補助内容につきましては、個人の住宅や集会所などを対象に、防犯対策にかかる費用の2分の1以内、上限10万円を予定しております。また、対象となる防犯対策については、防犯カメラ、センサーライトの設置、防犯性能の高い鍵への交換などに加え、新たに車のタイヤロック、ハンドルロックの購入も対象といたします。

次に、4R普及啓発事業についてでございます。

本年8月に本市とENEOS株式会社、株式会社吉川油脂の3者で締結した連携協定を踏まえ、家庭用・廃食用油の新たなリサイクルとなる持続可能な航空燃料への活用に向けて、地域において回収の仕組みを構築してまいります。

具体的には、市内回収拠点への専用ボックスの設置や、家庭向け専用容器の配布など、市民が取り組みやすい環境を整え、リサイクル意識の向上と行動変容を促してまいります。

次に、中学校指導書整備事業についてでございます。

令和7年度に中学校で使用される教科書が、4年に一度、全教科で刷新されることに伴い、教師が使用する教科書及び指導書を購入するものであります。

次に、学校給食費負担軽減事業についてであります。

これまでも市内小中学校の学校給食において、子育て世代を支援するため、全ての児童生徒を対象に保護者の負担軽減を行っているところでありますが、今般、主食である米の価格等が著しく高騰している現状においても、引き続き経済的な負担を感じることなく、子どもたちにおいしくて質の高い給食を提供できるよう、賄材料費を補正するものでございます。このほか、民間の認定こども園等における国の公定価格の見直しを見込んだ負担金の増額や、小中学校や公共施設における緊急の修繕費用などについて、編成しているところであります。

歳入におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付や、歳出補正関連の国庫支出金、市債等を補正するものであります。このほか、新年度の行政サービスや行政事務を円滑に行うための債務負担行為などの設定を行うものでございます。

これらの事業における経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正予算額は5億8,509万3,000円の増額補正となります。補正後の一般会計の予算規模は360億2,297万7,000円となります。

後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

○議長（大関久義君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、21番石崎勝三君、1番長谷川愛子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで議会運営委員会から御報告願います。

副委員長益子康子君。

〔議会運営副委員長 益子康子君登壇〕

○議会運営副委員長（益子康子君） 議会運営委員会委員長に代わりまして、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月21日に、令和6年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、本日から12月13日金曜日までの16日間といたします。

初日の11月28日木曜日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

29日金曜日は、議案調査のため休会といたします。

2日月曜日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託を行います。

3日火曜日、4日水曜日、5日木曜日の3日間で、各常任委員会を開催いたします。

6日金曜日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問は、9日月曜日、10日火曜日、11日水曜日の3日間でを行います。

12日木曜日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の13日金曜日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程等について御報告いたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、副委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月13日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま副委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より法令等に基づく報告事項3件が提出されております。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

また、令和6年第3回定例会において議決されました、脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書並びに教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を、各関係機関宛てに提出しましたことを御報告いたします。

次に、議会閉会中の議員の派遣についてであります。笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしましたので、その内容は資料のとおりであります。

請願・陳情について

○議長（大関久義君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付してその写しを配信いたしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号））

○議長（大関久義君） 日程第5、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 報告第7号、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について御説明申し上げます。

こちらは、令和6年10月4日に専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、10月27日に行われました衆議院議員総選挙の事務執行に当たり予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,947万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ354億3,788万4,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

歳入でございます。

第16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金3,840万1,000円の増は、衆議院議員総選挙費委託金を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページを御覧ください。

第2款総務費、第4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費3,947万1,000円の増は、12節委託料に、ポスター掲示場設置及び撤去などにかかる費用等の合計で1,079万2,000円を主なものとして計上するものでございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第69号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第6、議案第69号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第69号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、菊池由美氏が退任したことに伴い、新たに廣原幸子氏を笠間市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第7、議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特定事務において特定個人情報を利用した事務手続を追加するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

〔政策企画部長 北野高史君登壇〕

○政策企画部長（北野高史君） 議案第70号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について内容を御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の基盤となるマイナンバーについて、市民の利便性、効率化等の観点から対象とする事務手続を追加するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表により御説明を申し上げます。

3 ページを御覧ください。

別表第1に、新たに「10市長」の項及び事務の欄に「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」を追加し、以下の項を繰り下げるものです。

また、別表第2に、新たに「28市長」の項として、別表第1と同様の事務及び「地方税関係情報であって規則で定めるもの」、4 ページをお開きいただき、「生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を追加するものでございます。

本改正による新たな追加となる具体的な事業は、子育て短期支援事業及び子育て世帯訪問事業となります。

2 ページをお開きください。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第71号 笠間市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、笠間市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としたしましては、固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の追加に伴い、課税標準の特例割合を定めるものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございます。

第7項としたしまして、再生可能エネルギー発電設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満の出力規模のもので、一般木質及び農産物の収穫に伴って生ずるバイオマス発電設備について、わがまち特例における特例割合を7分の6とする規定を追加するものでございます。

9 ページを御覧ください。

附則第10条の2第16項につきましては、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、官民が一体的に交流滞在空間を創出するために整備した土地・家屋・償却資産について、わがまち特例における特例割合を2分の1とする規定を追加するものでございます。

このほか、法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など所要の改正を行っております。

2 ページにお戻りください。

附則についてでございます。

第1条につきまして施行期日について、第2条につきまして市民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第71号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、医療福祉対策実施要項及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いをいたします。
ちょっと訂正をさせていただきます。「医療福祉対策実施要領」でございます。
以上です。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第72号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧願います。

第2条第6号のオにおいて、「以下「施行令」という。」文言を削除するとともに、「別表第3」の文言を「別表第3に規定する」に改めるものでございます。

続いて、3 ページから4 ページの第5条第1項第1号において、「児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の」の文言を加えるものでございます。

また、同項第5号中、「施行令第2条第1項」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」に改めるものでございます。

以下同様に4 ページにかけまして、第5条中の条文において、それぞれ改正前の施行令を参照する旨、改正をするものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は令和6年6月1日から、また同条第1項第5号の規定は令和6年8月1日から適用するものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間クラインガルテン施設を民間事業者への貸付けによる事業運営へ移行するため、廃止するものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

笠間クラインガルテンは、平成13年の開設から都市農村交流や二地域居住の先駆的な施設として運営されてきましたが、競合施設の増加や施設の老朽化などにより、行政主体での運営が困難となってきました。このことから、民間運営を視野に入れ運営手法を検討し、令和3年度に公募により株式会社マイファームを選定し、指定管理者制度を活用しながら民間運営に向けた準備を進めてまいりました。

民間運営移行後は、マイファーム社の農業分野での実績と企画力を生かし、地域の魅力発信や交流拠点としての役割を強化し、移住促進や観光、農業振興を含めた地域の活性化を目指すこととしております。

これらを実現するため、本条例を廃止し、施設を行政財産から普通財産と位置づけ、柔軟な事業運営を可能とする環境を整えるものでございます。

2ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行し、本条例の廃止に伴いまして普通財産として施設の貸付けを行うことから、笠間市営公共施設の暴力団等排除に関する条例で定める暴力団等の利用を制限する対象施設から、笠間クラインガルテンを削除するものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、産業競争力強化法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、産業競争力強化法の改正に伴い、本条例で引用している条項を変更し、整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間工芸の丘の大規模改修に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、平成10年に建設した工芸の丘の施設の老朽化などが課題となっていたものの、大規模改修に伴いまして、各施設名称、施設入場料、施設利用料、休日及び開場時間について条例の一部を改正するものでございます。

施設名称のほか、休日及び開場時間等につきましては、現在笠間工芸の丘において使用しております呼び名や運用状況に合わせまして変更するものでございます。

施設入場料及び施設利用料につきましては、笠間市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定をし、上限額を定めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

第3条第2号中「一般工房」を「ふれあい工房」、同条第6号中「創作研修館」を「クラフトホール」、同条9号中「クラフトカフェ」を追加いたしまして、「その他付随する施設」を同条第10号に繰下げし、改めるものでございます。

休日及び開場時間につきましては、第8条第1項中、休日は「12月29日から翌年の1月3日まで」を「12月25日から翌年の1月1日まで」に、同条2項中、開場時間は「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前10時から午後5時まで」に、現在の運用に合わせて改めるものでございます。

次に、別表第1、施設入場料につきましては、6 ページを御覧ください。

センタープラザ内企画展示室「510円」を「750円」に、「410円」を「600円」に改めるものでございます。

次に、別表第2、施設利用料につきましては、センタープラザの表中、これまで「カフェラウンジ、イベントギャラリー、ミニシアター、情報交流室」を「ギャラリーカフェ、クラフトギャラリー、会議室」へ名称と利用区分を変更するものでございます。改修に伴いまして施設の用途を変更したことから、「カフェラウンジ」の欄は削除となります。

これまで「イベントギャラリー」を「ギャラリーカフェ」へ名称変更し、販売又は入場料を徴収する場合「2万950円」を「販売額の40%以内」、営利を目的としない場合は上記以外といたしまして「1万470円」を「1万1,460円」に改めます。

「ミニシアター」は「クラフトギャラリー」へ名称を変更し、利用区分につきましても、これまで1回当たりの映像設備を利用する場合「4,180円」、また使用しない場合は「2,080円」として利用料を定めておりましたが、1日当たりでギャラリーを貸し出す利用料としたことから、販売又は入場料を徴収する場合は「販売額の40%以内」、上記以外は「1万9,200円」に改めるものでございます。

続いて、「情報交流室」は「会議室」へ名称を変更し、利用区分につきましても、1団体1か月当たり「5万2,370円」と定めておりましたが、1日当たりの利用料の設定をしたことから「5,630円」に改めるものでございます。

7 ページを御覧ください。

「創作研修館」につきましては「クラフトホール」へ名称変更をし、利用区分につきましても、1回当たり「5,230円」としていたものを1日当たりの利用料金設定としたことから、販売又は入場料を徴収する場合は「販売額の40%以内」、上記以外は「1万220円」に改めるものでございます。

レンタルスペースにつきましては、施設外の欄に営利を目的とした場合「販売額の40%以内」を追加し、改めるものでございます。

駐車場につきまして、利用区分として「1車両1回、500円」を加え、改めるものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、制定するものであります。

内容につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、刑法に規定される懲役と禁錮の刑を拘禁刑に単一化するための改正法が令和7年6月1日に施行されることに伴い、本市の条例において使用する文言に変更が生じることから、関係条例の整理を行うため、制定するものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

最初に、5ページから6ページにかけて、笠間市職員の給与に関する条例第20条の2及び第20条の3、さらに7ページの笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の第3条につきまして、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条につきまして「禁こ」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条につきまして「禁錮」を「拘禁刑」に、第27条につきまして「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

笠間市行政不服審査会条例第10条につきまして「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

笠間市土採取事業規制条例第9条につきまして「禁錮」を「拘禁刑」に、第28条につきまして「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

笠間市議会個人情報保護条例第53条から第55条、さらに13ページをお開きください、笠間市個人情報保護法施行条例附則第3条におきまして、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2項から第5項におきましては、本条例の施行前の罰則の適用等及び人の資格に関する経過措置について定めております。

以上で議案第76号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）

議案第78号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）

○議長（大関久義君） 日程第14、議案第77号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）から議案第79号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第77号から議案第79号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市地域交流センターいわま、笠間市いこいの家「はなさか」、笠間市児童館におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第77号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市地域交流センターいわまでございます。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号、株式会社セイウン、代表取締役黒川晴予で、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定につきましては、期間満了による更新に伴い公募により指定管理者の募集を行ったところ、3団体から申請があり、指定管理者の手続に関する条例に基づき、選定審議会へ諮問を行い、施設の設置目的を理解した事業計画であること、施設を適正かつ効率的な運営を行う能力とノウハウを有していることから、株式会社セイウンが指定管理者候補者として適当であるとの答申を受けております。

その答申内容を検討し、今般、指定管理者として提案するものでございます。

以上で議案第77号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第78号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市いこいの家「はなさか」でございます。

指定管理者として指定する団体の名称は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となります。

今回の指定につきましては、施設の指定管理期間満了に伴い公募を行ったところ、1団体から応募がございました。提出された事業計画書等を選定基準に基づき審査した結果、施設の設置目的である健康増進、地域の交流を理解し、新たな自主事業や教室等の事業計画及び類似施設の管理上の実績を踏まえた維持管理等の手法等を評価し、同協会を指定管理候補者として選定いたしました。

あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会において審議の結果、指定管理候補者として適当であると答申をいただいております、今般指定管理者として提案するものでございます。

以上で議案第78号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

〔こども部長 深澤 充君登壇〕

○こども部長（深澤 充君） 議案第79号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市児童館でございます。

指定管理者として指定する団体は、東京都調布市に所在しますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社で、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

今回の指定につきましては、施設の指定期間満了に伴い公募により指定管理者の募集を行ったところ、1団体から申請がございました。提出された事業計画等を選定基準に基づき審査した結果、安定した経営基盤や子育て関連施設の管理実績があり、利用者本位のサービス提供や自主事業の提案、職員の体制など、児童館の設置目的に沿った管理運営計画であったことから、同社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定に当たりましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会において指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております、その答申内容を検討し、今般指定管理者として提案するものでございます。

以上、議案第79号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（大関久義君） 日程第15、議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて御説明申し上げます。

本案は、北吉原地内の市が管理する南工業団地調整池の堆積土砂撤去工事等において工事費の未払いが生じた損害について、損害賠償の額を定め和解するものでございます。

相手方は、市内の業者でございます。

堆積土砂撤去工事等につきましては、令和6年2月に口頭で工事を指示し、契約の手続をせず令和6年3月に工事を着手、令和6年7月に工事完了となったものでございます。また、矢野下地内の公共下水処理場内からの残土運搬の工事費の未払いも判明したものでございます。

損害賠償の額でございますが、市は相手方へ578万6,000円を支払うもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大関久義君） 日程第16、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計3会計、企業会計3会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,509万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ360億2,297万7,000円とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。

拠点避難所であります友部中学校、岩間中学校の屋内運動場空調整備事業につきまして、実施設計が完了し工事に着手いたしたく、工事費総額を2億8,780万円とし、令和6年度から令和7年度の2か年の継続事業として設定するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

議会会議録作成及び検索システム運用業務委託から、8ページ、地域部活動推進事業業務委託まで32件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加は、市道整備事業（長寿命化対策）につきまして、市道（友）1級9号線の舗装修繕工事費を財源として新たに起債をするものでございます。

10ページを御覧ください。

2、変更は、狭あい道路整備等促進事業として、市道整備事業債をはじめ5件につきまして事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

11ページを御覧ください。

3、廃止は、クラインガルテン整備事業債につきまして、来年4月、民間に運営を移行することにより、財源を組み替えるものでございます。また、市道整備事業債（道路新設

改良事業)につきましては、工事内容を見直したことにより、財源を組み替えるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

14ページを御覧ください。

歳入でございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6,843万7,000円の増は、公定価格の算定方法に4歳以上児配置改善加算の新設などにより、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を増額するものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億9,879万円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

5目土木費国庫補助金5,640万8,000円の増は、安居工業地域整備に4,590万8,000円の追加交付に伴うものが主なものでございます。

16ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,665万円の増は、今回の補正予算の財源調整のために繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

21ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、次の22ページをお開き願います、4目医療福祉費2,021万7,000円の増は、19節扶助費に、医療福祉費支給事業のうち、市の単独事業の対象者が増えたことによる医療扶助費1,993万3,000円を増額するものでございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億1,220万1,000円の増額、次の23ページを御覧ください、18節負担金補助及び交付金に、公定価格の見直しによる民間認定こども園入園負担金7,960万円、保育所入所負担金2,781万4,000円を増額するものが、主なものでございます。

24ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費5,591万5,000円の増につきましては、次の25ページを御覧ください、22節償還金、利子及び割引料に、令和5年度事業の実績が確定したことによりまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返納金3,605万1,000円を主なものとして計上するものでございます。

30ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,466万2,000円の増は、12節委託料に、旭町を中心に周辺を含む地区におきまして排水整備計画策定のため、排水計画策定基礎調査委託料1,577万4,000円を主なものとして計上するものでございます。

32ページを御覧ください。

第4項都市計画費、1目都市計画総務費1億4,273万8,000円の増は、安居工業地域整備に国庫補助が追加交付されたことにより、工事請負費1億4,000万円を増額するものが主なものでございます。

34ページを御覧ください。

第9款教育費、第3項中学校費、3目学校建設費1億1,334万6,000円の増は、拠点避難所であります友部中学校、岩間中学校の屋内運動場に空調設備設置のための工事費を計上するものでございます。

36ページを御覧ください。

第6項保健体育費、3目給食センター費3,250万9,000円の増は、10節需用費に、食材価格が高騰いたしましても保護者に追加費用を求めることなく、子どもたちに質の高い給食を提供するため、賄材料費2,271万2,000円を増額が主なものでございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第82号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,499万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億3,635万8,000円とするものでございます。

続いて、4ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和7年度の特定健康診査業務委託について、令和6年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の期間を令和7年度、限度額を5,393万9,000円と設定するものでございます。

次に、歳入予算の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

7ページを御覧願います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税3,885万5,000円の減額につきましては、被保険者数の減少等により医療給付費分、後期高齢者支援金分などそれぞれの現年課税分について補正するものでございます。

続いて、4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金7,397万8,000円の増額は、一般被保険者高額療養費事業に係る県交付金を収入するものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,986万8,000円の増額は、歳入の補填分として財政調整基金から繰入れをするものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願います。

2 款保険給付費、2 項高額療養諸費、1 目一般被保険者高額療養費7,397万8,000円は、高額療養費の年間給付費の増額見込みに伴い、補正するものでございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金101万3,000円の増額は、実績確定等に伴う国への返還金を補正するものでございます。

以上で議案第82号の説明を終わります。

続きまして、議案第83号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,571万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金20万3,000円から、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金10万1,000円までの各項目における増額は、包括的支援事業・任意事業費の歳出の増額に伴い、国、県、一般会計からの法定負担割合分をそれぞれ収入するものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

7 ページを御覧願います。

4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費52万8,000円の増額は、地域包括支援センターの会計年度任用職員に係る人件費の補正でございます。

続いて、6 款諸支出金、1 項還付金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金56万3,000円の増額は、過年度還付の対象件数の増加によるものでございます。

以上で議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,409万5,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金13万4,000円の増額は、地域包括支援センター職員の人件費に係る繰入金を収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費13万4,000円につきましては、会計年度任用職員2名分の社会保険料等の支出でございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、中継場建設事業を4億2,838万5,000円減額し、その計を4億2,360万円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

第5条、企業債ですが、予算第5条に定めた起債の限度額を補正するもので、中継場建設事業につきまして4億2,800万円減額し、その計を4億2,300万円とするものでございます。

3 ページをお開きください。

第7条、継続費ですが、中継場建設事業につきまして、当初、令和5年度からの2か年事業として継続費を設定しておりましたが、令和7年度へ工期を延長いたしたく、継続費の設定を令和7年度までとし、年割額を記載のとおり改めるものでございます。

第8条、債務負担行為ですが、債務負担行為を予算第11条として定めるもので、その内容は水道薬品購入について、浄水場で使用する薬品を令和7年度当初から切れ目なく手配するため本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出ですが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費755万6,000円の増額、また第2目配水及び給水費142万4,000円の増額は、今後想定される電気料金の値上げに対応するため、光熱水費及び動力費の増額が主なものでございます。

9 ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、初めに、収入の第1款資本的収入、第1項第1目企業債4億2,800万円の減額は、現在、旭町地内に建設中の中継場建設工事につきまして、当初計画の今年度末完了から令和7年度内への完了へ工期を延長いたしたく、令和7年度に持ち越す分の企業債の額の減額が主なものでございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設改良費4億2,640万5,000円の減額は、第27節工事請負費で、ただいま御説明申し上げました中継場建設工事につきまして、電気設備機器製作に必要な半導体等の供給遅延により今年度中の完了が困難となったため、令和7年度内の完了へ工期を延長いたしたく、令和7年度へ持ち越す分の工事請負費の減額が主なものでございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を77万5,000円増額し、工業用水道事業費用の計を3,035万4,000円とするものでございます。

この補正の内容ですが、3ページをお開きください。

補正予算明細書となります。

収益的支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄配水費77万5,000円の増額は、今後想定される電気料金の値上げに対応するため、動力費を増額するものでございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、汚水管路建設事業を269万6,000円増額し、その計を2億5,322万1,000円に、また処理場建設事業を147万4,000円増額し、その計を1億9,454万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第7条、継続費ですが、継続費を予算第10条とし、農業集落排水事業、市原地区処理施設更新工事の令和6年度分の工事費が増額となることから、継続費の総額及び年割額を記載のとおり改めるものでございます。

3ページをお開きください。

第8条、債務負担行為ですが、債務負担行為を予算第11条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

その内容ですが、表に記載の汚泥運搬業務委託、汚泥処分業務委託及び農業集落排水処理施設汚泥引抜運搬処分業務委託、また下水道処理施設包括的維持管理業務委託の4件につきまして、令和7年度当初から発生する業務であり、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。
8 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうちの支出ですが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第3目処理場費1,773万9,000円の増額は、第10節手数料で、現在施工中の農業集落排水市原地区処理場更新工事の既設の汚泥槽から汚泥引き抜きに係る手数料224万4,000円、また第12節動力費1,500万円の増額は、公共下水道処理場2か所及び農業集落排水施設6か所の動力費で、今後想定される電気料金の値上げに対応するための増額が主なものでございます。

9 ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうちの支出ですが、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、第1目污水管路建設費269万6,000円の増額は、第1節委託料で、旭町地内の管路敷設工事に伴う実施設計等委託料を、また第2目処理場建設費147万4,000円の増額は、第12節工事請負費で、農業集落排水市原地区処理施設機器交換工事の変更による増額が主なものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月2日午前10時に開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 石 崎 勝 三

署 名 議 員 長谷川 愛 子